

事案調書(決定会議)

審議日 令和7年 10月 21日

案件名	こども医療費助成制度の拡充について								
所管	こども・若者未来	局 区		部	子育て給付	課	担当者		内線

事案概要	
令和6年8月に対象を高校生世代まで拡充し実施しているこども医療費助成制度について、子育て世帯の負担軽減等の観点を踏まえ、助成対象等を見直すもの	

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	高校生世代の所得制限及び中学生以上の一部負担金撤廃
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり上部会議に付議する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	小児等(0歳~18歳(高校生世代まで))の健康の保持と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費を助成し、福祉の増進及び子どもを生き育てやすい環境の整備に寄与するもの				
	効果測定指標	子どもを生き育てやすい環境が整っていると感じる市民の割合(R7:61.1%)	施策番号	1		
	年度	R7	R8	R9		
	事業効果 年度目標			70%		

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施内容	庁内調整						
	12月 こども 文教部会						
	予算査定						
	こども・ 子育て会議 保健医療 審議会 報告						
	条例改正						
		システム改修 勸奨通知 申請書審査					
			事業実施				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業費(民生費)			20,088	233,000	230,000	225,000	225,000	216,000
うち任意分			20,088	233,000	230,000	225,000	225,000	216,000
特財								
国、県支出金			0	0	0	0	0	0
地方債			0	0	0	0	0	0
その他			0	0	0	0	0	0
一般財源		0	20,088	233,000	230,000	225,000	225,000	216,000
うち任意分			20,088	233,000	230,000	225,000	180,000	216,000
捻出する財源※2				13,457	13,457	13,457	13,457	13,457
一般財源拠出見込額		0	20,088	219,543	216,543	211,543	211,543	202,543
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	年度更新にかかる費用削減:5,537千円、人件費等削減:7,920千円 計13,457千円							
税源涵養(事業の税收効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施に係る人工	A		1					
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	1	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs
関連ゴールに○

○		○						

日程等
調整事項

条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和8年3月	定例会議	報道への情報提供	記者会見
パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	部会	令和7年12月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打ち合わせ会議(政策課、DX推進課、経営監理課、総務法制課、人事・給与課、財政課、医療政策課、こども・若者政策課)	(9/29)制度拡充の内容と進め方について →資料を修正の上、調整会議に諮ることとする。

備考

資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み。

庁議におけるこれまでの議論

(開催日) R7.10.7 (庁議種類) 調整会議

(庁議結果) 原案のとおり上部会議に付議する。

〈主な意見〉

【市の負担について】

- (政策課長)出生から高校生まで医療費が無償になるが、1人当たり医療費を3割負担と仮定した場合、市はどの程度の負担となるのか。
 - (子育て給付課長)拡充することにより1人当たりの年間医療費助成額を19,800円で見込んでいる。
 - (政策課長)罹患率は小さいうちは高く成長とともに減少し、部活等を始めるとまた上昇するという傾向にある。高校卒業までに1人当たりどの程度の医療費が発生しているのかを示すことにより、市がどれほど負担を担っているのかがわかるのではないかと。
 - (子育て給付課長)世代ごとのデータがあるため、示すことは可能である。

【人工について】

- (人事・給与課長)令和8年度に1人工の要求があるが、システム改修に従事する人工か。
 - (子育て給付課長)勸奨通知や新たな医療証の発行事務等に対して、現行の調整定数1を引き続き要求させていただくものである。
 - (人事・給与課長)制度拡充後は、医療証の新規認定審査や年次更新がなくなることから、調整定数1を解除するという認識でよいか。
 - (子育て給付課長)そのとおりである。

【適正受診の取組について】

- (総務法制課長)医療費の無償化に伴い、適正受診に関する具体的な取組はあるか。
 - (子育て給付課長)現在、市ホームページに掲載しているが、新たにチラシを作成し、新しい医療証の発行とともに全世帯へ配布する予定である。

【その他】

- (中央区区政策課長)まちづくりセンターが転入者の医療証を交付することはあるのか。
 - (子育て給付課長)各子育て支援センターにて医療証の発行を行っており、まちづくりセンターが発行を行うことはない。
- (マーケティング課長)説明資料9ページの制度拡充による影響額は、令和2年度に実施した国勢調査の数値を活用しているが、令和8年の0歳から18歳までの人口は10万779人となっており、また、令和7年1月1日現在は9万9,600人である。正確な影響額を算定する際は、注意していただきたい。
 - (子育て給付課長)長期財政収支で使用している数値を記載した。説明の中で参考である旨を加えさせていただく。

こども医療費助成制度の拡充について

令和7年10月21日 決定会議
こども・若者未来局 子育て給付課

1. こども医療費助成制度の概要

(1)目的

小児等(0歳～18歳(高校生世代まで))の健康の保持と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費を助成し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2)計画上の位置付け

○総合計画推進プログラム 少子化対策事業:子育て世帯の負担軽減

○さがみはら 子ども・若者応援プラン

基本目標10 安心して暮らせる安全でやさしいまちづくりを推進(1)子育て家庭への経済的支援に取り組

(3)内容

医療保険各法の被保険者の被扶養者である小児等に、医療保険各法による自己負担分を助成する。県内診療分については現物給付、県外診療については現金支給とする。

(4)高校生世代の所得制限、中学生以上の一部負担金を設けた考え方

限られた財源の中、持続可能な制度として取り組むため、高校生世代まで対象年齢を拡大し、高校生世代は所得制限を設けたもの。

	現行制度改正前	現行制度
対象年齢	中学生まで	高校生世代まで
所得制限	1歳～中学生	高校生世代
一部負担金 1回500円	中学生	中学生～高校生世代

2. 見直しの背景

(1) 近隣市の動向

前回の制度拡充検討時は、本市の拡充内容は、近隣市と比較しても手厚い制度設計であった。

しかしながら現在、神奈川県下の市町村の大半は高校生世代までの無償化を行い、また、横浜市と川崎市が令和8年度中に制度拡充の方針を示したことから、県下で、本市以外は高校生世代まで無償化することとなった。

前回拡充検討時(令和4年10月1日現在)

県内市町村

参考: 町田市、八王子市

市町村数	対象年齢						所得制限		一部負担金			
	通院			入院			あり	なし	通院		入院	
	小6	中3	高3	中3	高3	あり			なし	あり	なし	あり
川崎市	30			30					4	29	0	33
大井町市 松田町				3			12	21				

市町村	対象年齢	所得制限	一部負担金	
	通院・入院 中3	なし	通院	入院
町田市	○	○	小学生以上 1回 200円	なし
八王子市	○	○	小学生以上 1回 200円	なし



現在(令和7年7月末日現在)

市町村数	対象年齢			所得制限		一部負担金				
	通院・入院			あり	なし	通院		入院		
	中3	高3	あり			なし	あり	なし	あり	なし
※横浜市 ※川崎市	31			32				31	0	33
※川崎市 相模原市								31	0	33

市町村	対象年齢	所得制限	一部負担金	
	通院・入院 高3	なし	通院	入院
町田市	○	○	小学生以上 1回 200円	なし
八王子市	○	○	小学生以上 1回 200円	なし

※横浜市・川崎市は、令和8年度中に対象を中学3年生までから高校生世代までに拡大した上で所得制限及び一部負担金のない制度となる予定

2. 見直しの背景

(2) 国の制度変更 ～「こども未来戦略」の子育て施策として実施～

○児童手当の見直し

- ・本市のこども医療費助成制度の所得制限の基準については、当時の児童手当の所得制限の基準と同様としていたが、児童手当の所得制限は令和6年10月から撤廃となった。
- ・同時に児童手当の国・県・市の負担割合見直しにより、市負担が軽減(▲1.6億円/年)

○令和6年10月支給分まで

		国	県	市
被用者	3歳未満	37/45	4/45	4/45
	3歳以上～ 中学校修了前			
非被用者		4/6	1/6	1/6
特例給付				



○令和6年12月支給分以降

		国	県	市
3歳未満	被用者	10/10	-	-
	非被用者	13/15	1/15	1/15
3歳以上		7/9	1/9	1/9

○医療費等の負担軽減

- ・自治体が独自に医療費助成を行った場合における国民健康保険の国庫負担に係る減額調整措置(※)については、子育て支援の観点から、令和6年度以降、こども医療費分は廃止となった。

※国民健康保険の国庫支出金減額調整措置は、自治体が行う医療費助成により患者の自己負担が減額される場合、国民健康保険財政に与える影響や限られた財源の公平な配分等の観点から、負担軽減に伴い増加した医療費分の公費負担を減額調整している。

2. 見直しの背景

(3)本市各会派の意見等

高校生世代の所得制限撤廃と中学生以上の一部負担金の撤廃

自民党	令和7年9月30日	緊急提言書
さがみみらい	令和7年9月19日	要請書
公明党	令和7年9月22日	令和8年度予算要望書 緊急要望事項
日本維新の会	令和5年12月	代表質問
(参考) 日本共産党	令和7年度	市政運営・施策要望書

高校生世代の所得制限撤廃

立憲民主党	令和7年6月	一般質問
-------	--------	------

3. 見直しの理由

子ども達が全国どこでも同じ制度の下で医療を受けられるよう、本来、国が統一した制度の創設をすべきである。



一方、国における制度設計の動きは見えない

本来、国が統一した制度をすべきという考え方は変わらないが、

- ①子育て世帯の負担軽減(※)
- ②近隣市におけるこども医療費助成制度の拡充動向
- ③多くの会派から制度拡充の要請を受けたこと
- ④前回(令和6年8月)の拡充措置に対する評価が高いこと

前回拡充:対象を中学校3年生→高校生世代までとし、所得制限を中学校3年生まで廃止したもの

などの観点を踏まえ、高校生世代の所得制限及び中学生以上の一部負担金の撤廃を行うこととしたい。

※高校生世代支援の充実

高校生の教育費は家計負担が重くなる一方、本市高校生世代の支援策は、他子育て世代に比べ少ない状況であるため、養育者の所得に関わらず、医療費が自己負担額なしで受けられるよう制度を拡充する。

4. 制度拡充案

○令和9年4月から高校生世代の所得制限及び中学生以上の一部負担金撤廃

	現行制度	新制度
対象年齢	0歳から高校生世代	0歳から高校生世代
所得制限	・中学生までなし ・高校生世代からあり	なし
助成内容	・小学生まで全額助成 ・中学生以上は、市民税非課税世帯を除き、通院1回あたり500円を超える額を助成 ※入院・調剤は全額助成	全額助成 ※同時に「上手な医療のかかり方」について、周知をすすめていく。

制度拡充を円滑に実施するため、拡充時期は令和9年4月とする。
(参考)本市基幹系業務システムの標準化移行は、令和9年1月予定

○制度拡充に合わせた医療証の更新方法見直し

現行:毎年8月に、所得の審査を行い医療証の更新をしている。

新制度:今回の拡充により所得の審査が不要となるため、有効期間を対象者の18歳年度末までとし、年次更新は行わない。

※所得制限及び一部負担金がなく高校生世代までを対象としている2市(さいたま市、仙台市)は18歳年度末までの有効期間とし、1市(名古屋市)は6歳、12歳、15歳を更新時期と設定。

横浜市、川崎市は現時点で未定。

5. 制度拡充による影響額

○R9年度扶助費見込(現行制度)

高校生世代所得制限あり＋中学生以上一部負担金あり(通院500円/回)

一部負担金		受給者数	増加数	助成額	影響額
小学生以下	中学生以上				
なし	あり	約86,300人	—	約28億4千万円	—



○R9年度扶助費見込(新制度)

所得制限なし＋一部負担金なし

令和7年4月末時点での試算

一部負担金		受給者数	増加数	助成額(千円)	影響額
小学生以下	中学生以上				
なし	なし	約90,900人	約4,600人	約30億7千万円	約2億3千万円

※所得制限及び一部負担金撤廃に伴う対象人数32,000人

○事務費

審査支払手数料:**毎年約4,337千円**増加

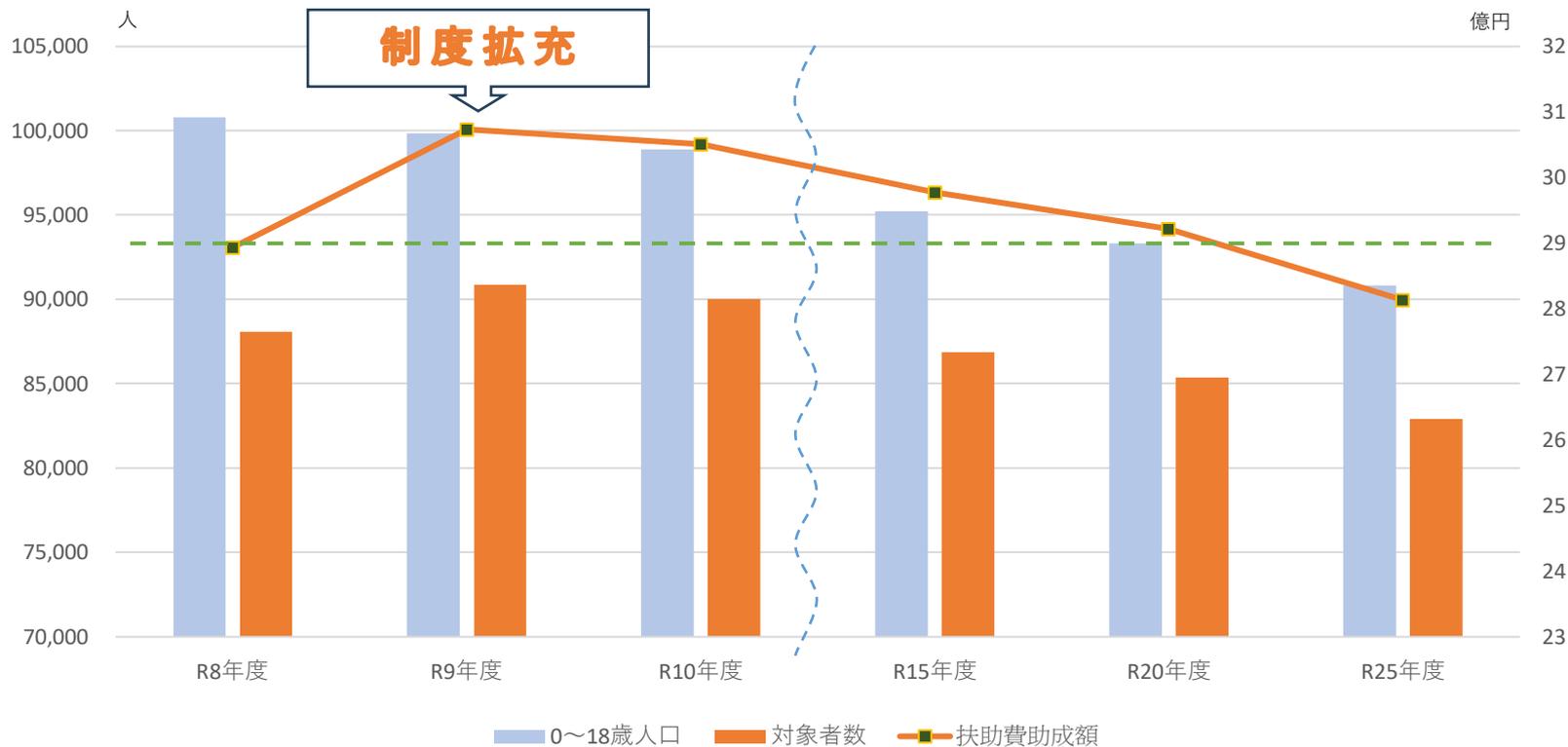
レセプト審査委託に対して国保連・支払基金へ支払う手数料。対象者数増に伴い助成件数が増加
(R7予算額81,821千円×対象者約5.3%=4,337千円)

償還等委託料:**毎年約1,560千円**増加

医療証忘れ・県外受診による償還や医療証の交付・再発行の処理件数及び電話問合せ件数が増加
(R7予算額29,433千円×対象者約5.3%=1,560千円)

5. 制度拡充による影響額（参考）

こども医療費助成制度拡充の長期影響推計



○人口は、2020年国勢調査に基づく将来人口推計による。

○対象者数・扶助費助成額は、将来人口推計を基に算出。

	R8年度	R9年度	R10年度	R15年度	R20年度	R25年度	(単位：人、億円)
0~18歳人口	100,779	99,827	98,896	95,216	93,305	90,821	
対象者数	88,073	90,853	90,003	86,852	85,374	82,896	
扶助費助成額	28.9	30.7	30.5	29.8	29.2	28.1	

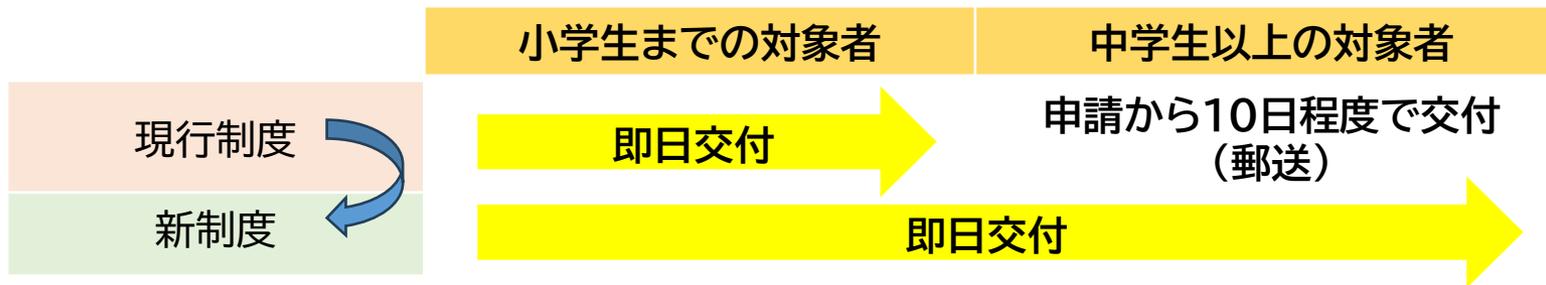
6. 制度拡充に伴う一時的な委託業務(R8計上分)

委託業務名	委託費(千円)	委託業務内容
システム改修業務	4,917	制度拡充設計、運用テスト、本番切替等
申請書審査入力業務	9,059	申請書審査、システム入力等
医療証印刷等業務	6,112	勸奨通知印刷・送付、医療証・同封物印刷・送付、医療機関周知用ポスター作成等

7. 制度拡充による効果

○市民サービスの向上

- ・高校生世代まで、所得の多寡に関わらず、一部負担金もなくなり、安心して医療を受けられる制度となる。
- ・所得の審査が不要になることで、対象者全てにこども医療証を即日交付できる。



○年度更新にかかる費用削減:5,537千円

医療証の有効期間が毎年7月末から18歳年度末までとなることで、毎年医療証を交付する年次更新がなくなるため、その委託費用が毎年5,537千円削減される。

○人件費等削減:7,920千円

制度拡充に伴い対象者は約4,600人増加するが、こども医療証の新規認定審査や年次更新がなくなる。

人件費等削減:7,920千円

○一般職員:1.0人工減×約7,340千円=7,340千円 (R9.10からの減を想定)

○会計年度任用職員(年次更新):86日×5.5時間×1,220円=約580千円

8. スケジュール

時 期		内 容
令和7年	10月～	庁議、意思決定
	12月	こども文教部会 子ども・子育て会議、保健医療審議会
令和8年	2月	改正条例案・当初予算案を市議会へ提案
	4月～	各種委託契約
	12月	勸奨通知発送
令和9年	1月	システムの標準化移行後にシステム改修(※)
	3月	新医療証発送
	4月	新制度施行

※システムベンダーから標準化前のシステム改修は対応不可と回答

○開催日 :令和7年10月21日

○開催場所:第1特別会議室

○案件名:こども医療費助成制度の拡充について

○担当課:こども・若者未来局 子育て給付課

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長
■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 ■南区副区長
■政策課長 ■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■こども・若者未来局長 ■こども・若者政策課 ■子育て給付課長

(1)主な意見等

- (政策部長)制度を見直す理由として、「子育て世帯の負担軽減」や「近隣市におけるこども医療費助成制度の拡充動向」は理解できるが、「多くの会派から制度拡充の要請を受けたこと」や「前回の拡充措置に対する評価が高いこと」は果たしてそうなのか。
 - (こども・若者未来局長)制度を見直す理由として、ご指摘の2点も含めることに違和感はないと考えている。多くの会派から、中には「緊急」という形式で要望をいただいております、民意として受け止めている。前回の拡充措置が評価されていることも考慮要素の一つである。
- (市長公室長)国における制度設計の動きが見えない中で、「国が統一した制度を創設すべきである」という軸足は変わらないとのことだが、条例改正の内容は時限的なものとなるのか。
 - (こども・若者未来局長)国が制度見直しの検討を行っていれば、制度化されるまでの時限的な対応という整理も考えられるが、そのような議論が行われていない状況であり、市民に不安定な印象を与えかねないため条例を時限的な対応とする考えはない。
 - (市長公室長)市民が非常に不安定な状況になることを鑑みると、条例を改正して法規範上、整理していきたいという考え方でよいか。
 - (こども・若者未来局長)そのとおりである。
- (市長公室長)スケジュールについて、システムの標準化移行に伴い、令和9年4月に新制度を施行するという理解でよいか。
 - (こども・若者未来局長)そのとおりである。
 - (市長公室長)こども文教部会に説明していく上で、令和9年4月から開始する理由について、システムの標準化移行の遅れによる影響という説明を想定しているのか。
 - (こども・若者未来局長)一言で申し上げれば施行準備となるが、具体的にはシステムの標準化移行を踏まえての対応である。
 - (市長公室長)施行日は条例で定めるのか、若しくは、規則で定めるのか。
 - (総務法制課総括主幹)条例の附則で定める想定である。
 - (市長公室長)システムの標準化移行が現在の予定より遅れた場合、条例改正後に再び条例改正を行うのか。
 - (こども・若者未来局長)条例でどのような提案をするかは本市の意思であり、令和9年1月にシステムの標準化移行が実施できるのであれば、条例に定めるべきだと考える。しかし、すでにシステムの標準化移行が当初の予定より遅れており、システムベンダー側の事情という不確定な要素もある。システムの標準化移行の影響等を含めた説明が可能であれば、条例上、別に定めるとして規則で定める方が良いのではないかと考えている。

- (市長公室長)システム標準化の状況について、DX推進課長から説明いただきたい。
- (DX推進課長)システム標準化については、当初令和8年1月に移行という調整を行ってきたが、先般、課税システムのシステムベンダーから、間に合わないという申出があり、令和9年1月以降ということで庁内の体制を進めている。延伸に必要な経費等が発生することから財政課と調整を行っている。今後、12月議会に提出するのか、若しくは、12月議会は説明に留め3月議会に提出するのかについて調整中である。
- (市長公室長)システムの標準化移行のスケジュールについては、12月議会で承認を求めるとのこと。
- (DX推進課長)何らかの形で議会での説明が必要になると考えている。
- (市長公室長)令和9年1月のシステムの標準化移行が保証されていないが、令和9年4月に制度施行するということを条例に盛り込むか検討する必要がある。条例可決後に、システムの標準化移行の遅延により再度提案というのは相応しくない。総務法制課と調整して考え方をまとめてほしい。
- (財政局長)システムの標準化移行前にシステム改修ができない原因はなにか。
- (子育て給付課長)システムエンジニア(以下「SE」という。)の人工が標準化作業に割かれており、新規開発に回せないとの見解である。現在の予定では、システムの標準化移行後にシステム改修を実施するが、仮にシステムの標準化移行が令和10年となった場合、現行システムに新機能を加える余地はある。
- (財政局長)システムベンダーが人を割けない理由は、本市の作業によるものなのか、他自治体の案件も抱えているからなのか。
- (こども・若者未来局長)他自治体の案件も抱えている中で、人手不足で十分な人材を確保もできないと承知している。また、自治体のシステムにはそれぞれ特徴があるため、採用したSEが即戦力になるというわけでもない。本市へのSEの割り当てがあるため、まずは標準化移行作業を優先するとの見解である。
- (財政局長)本市がきちんと対応していても他自治体の状況によっては、さらに遅れるといったことも考えられるのではないかと。
- (子育て給付課長)システムベンダーからは、システムの標準化移行に対応するSEがそのままシステム開発に対応すると聞いている。
- (財政局長)他自治体の案件で対応が困難となれば、本市のSEが派遣されることもあり得るのではないかと。優先順位を事業者がどのように考えるかはわからないが、本市の意向に限らずシステム改修ができない可能性もあるのではないかと。今回のシステム改修は、複雑なものなのか。
- (子育て給付課長)見積書を見る限り工数の多い改修作業ではない。そのため、対応できないのかという折衝をしているが、システムの標準化移行後でないとSEを割くことができないとの見解である。
- (財政局長)課税システムの改修スケジュールを説明してほしい。
- (DX推進課長)システムベンダーの構想では、今年度は他自治体を実施し、来年度に注力したいという見解である。ただ、本市の課税の実務を考えると、来年度にすべて実施するのは困難な状況にあるため、今年度中にできることは実施していくという前倒しのスケジュールである。
- (財政局長)新たなシステム開発ではなく、現行組み込んでるものを取り除くだけの話であり、システムの標準化移行については、今後の改修を見据えると問題なく実施できるのか懸念である。
- (こども・若者未来局長)こども医療費助成に係るシステムの改修をシステム標準化より前に実施した場合、システム標準化が更に遅れ、年間数億円の追加経費がかかる。本日の議論を踏まえると、制度改正の施行は令和9年4月という考えには変わらないが、施行期日については、条例の附則で確定日付を規定するのではなく、規則で定めることにした方がいいと考えるが、引き続き調整したい。

- (中央区副区長)出生や転入時に、区民課やまちづくりセンターで本人申請行為をしているが、今後、その行為は不要となるのか。
- (子育て給付課長)申請行為は従来通り実施する必要がある、区民課で受け付けたものに関しては、子育て給付課に回送していただき後日郵送、子育て支援センターでは即日発行が可能である。
- (財政部長)他自治体の状況を見て、コンビニ受診は見られないという理解でよいか。
- (子育て給付課長)見られないとまでは言えない状況である。そういった懸念もあるため、上手な医療のかかり方などについて、引き続き、周知を図っていく。
- (財政部長)高校生世代で高所得の場合、対象になるのか。
- (子育て給付課長)現行、高校生世代が自立している場合は、本人所得を審査しており、今回の改正は対象を変更するものではないため、所得制限の撤廃は、自立した高校生世代も含まれる。
- (総務局長)事業効果年度目標の70%は、他でも使用している数値なのか。
- (子育て給付課長)市総合計画の進行管理で使用しているものである。
- (シビックプライド担当部長)神奈川県から補助金が交付されていると思うが、制度を変更することによる影響はあるのか。
- (子育て給付課長)高校生世代は対象外になっており、拡充部分はすべて一般財源となる。
- (市長公室長)施行日については、システムの標準化移行のスケジュール上、令和9年4月を前提とし総務法制課と調整すること。大きな方向性としては、市総合計画の推進プログラムやさがみはら子ども・若者応援プランの潮流にあるという説明をしていただきたい。

(2)結果

- 原案のとおり上部会議に付議する。